

議案第14号

川崎市消防団の設置及び定員等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市消防団の設置及び定員等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成25年 2月14日提出

川崎市長 阿部孝夫

川崎市消防団の設置及び定員等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市消防団の設置及び定員等に関する条例（昭和38年川崎市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（消防団員の定員）

第5条 消防団員の定員は1,345人以内とし、別表に定める消防団ごとの消防団員の定員は規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

消防団ごとの消防団員の定員は規則で定めることとするため、この条例を制定するものである。